

## 「津波対策推進に関する法律案」に関する報告

衆議院議員 二階俊博

### ○自民党津波対策議員連盟の結成(平成 22 年 3 月 19 日)

津波は発生の頻度が少ないものの、いったん大規模なものが発生した場合には甚大な被害を及ぼす可能性があります。特にわが国近海では、太平洋プレート、フィリピン海プレートなど4つのプレートがせめぎ合っているため、大規模な海溝型地震が発生しやすく、過去には大きな津波被害を約 10 年に 1 回程度の頻度で被っている事実が示すように、今後とも大きな津波被害が発生する可能性が専門家の間から指摘されております。

このため、津波から国民の生命と財産を守り、国土の保全を図るためには、津波対策の法制化が必要であるとの考えから、同志を募り、平成 22 年 3 月 19 日、自民党津波対策議員連盟を結成しました。

#### (大地震の発生確率)

東海地震	30 年以内の地震発生確率	87 %
東南海地震	30 年以内の地震発生確率	60~70 %
南海地震	30 年以内の地震発生確率	60 %
日本海溝・千島海溝地震		
	30 年以内の地震発生確率	99 %
首都直下地震	30 年以内の地震発生確率	70 %

### ○会長に泉信也参議院議員を選出

津波対策議員連盟への加入者は、平成 22 年 6 月 7 日現在、衆議院議員 17 名、参議院議員 8 名の計 25 名に達しました。

本議連につきましては、会長には泉信也参議院議員、幹事長には林幹雄衆議院議員が選出されたほか、以下のような構成となっております。

○会長	泉 信也(参)
○幹事長	林 幹雄(衆)
○事務局長	小野寺五典(衆)
○顧問	河村 建夫(衆)・武部 勤(衆)・二階俊博(衆)
○委員	石井みどり(参)・石田真敏(衆)・大島理森(衆)・岸田文雄(衆) 塩谷 立(衆)・末松健介(参)・世耕弘成(参)・竹下 亘(衆) 田中 和徳(衆)・谷 公一(衆)・谷垣禎一(衆)・鶴保庸介(参) 中村喜四郎(衆)・長島忠美(衆)・浜田靖一(衆)・牧野たかお(参) 溝手 顕正(参)・山田俊男(参)・山本有二(衆) (五十音順)

### ○自民党 4 役に津波対策の法制化への協力を申し入れ(4 月 21 日)

議員連盟は津波対策推進の法制化に対し、自民党全体の協力を求めるため党総裁、幹事長など自民党四役に対し申し入れを行いました。その結果、谷垣総裁、大島幹事長が議員連盟に入会するなど党幹部の全面的な協力も得ることができました。

## 津波対策推進のための法制化の促進に関する申し入れ

津波は、他の自然災害と比較して発生の頻度が少ないものの、大規模な津波がいったん発生した場合には被害が甚大なものになる特色を有しております。

わが国は過去幾度にもわたって大津波の被害を受けています。しかもこれまでの研究から近い将来、死者二万人とも言われ、過去最大の被害をもたらした千七百七年の宝永の大津波クラスの大津波の到来が予測されております。

津波については、これまで災害対策基本法を柱とする防災関係法に基づき対策が講じられているところでありますが、さらに津波の特性に対応した対策推進の必要性や養殖漁業への影響等、被害が広範かつ甚大に及ぶことに対する対応が求められております。

国民の生命と財産を守ることは政治に課せられた最大の使命であり、責任であります。

我々は、このような認識に立ち、「自民党津波対策議員連盟」を結成し、新たな視点に立った津波対策を総合的かつ強力に進めるため、津波対策推進のための法制化を目指し、鋭意検討を重ねてまいりましたが、いよいよ衆議院法制局にご参加いただき、法制化作業に着手する段階に至りました。

ここにこれまでの経緯をご報告申し上げるとともに、党本部としても事態の重要性を認識され、津波対策の法制化に向け努力することを強く求めるものであります。

右、申し入れる。

平成二十二年四月二十一日

自由民主党

総 裁	谷 垣 禎 一	殿
幹 事 長	大 島 理 森	殿
総 務 会 長	田 野 瀬 良 太 郎	殿
政 務 調 査 会 長	石 破 茂	殿

### ○積極的に専門家からヒアリング

議員連盟は法制化作業に向け、内閣府など政府から現状と課題について説明を受けるとともに、津波対策の専門家からヒアリングを行うなど法制化に向け精力的に作業を進めてきました。

- 4月13日 津波対策の現状と課題について政府からヒアリング
- 4月16日 国土交通省の津波防災研究センターの高橋所長よりヒアリング
- 4月27日 地震対策の専門家で知られるNHKの山崎解説委員から津波対策についてヒアリング
- 5月19日 津波対策に関する我が国の権威である東北大学の今村文彦教授からヒアリング

### ○和歌山県に於いて現地視察(5月17日)

津波対策に関し、現在、地方自治体等がどのような対策を講じ、どのような課題を抱えているか、また国に対し津波対策として何を求めているかなどを調査するため、5月17日、和歌山県を視察しました。参加者は泉信也会長、林幹雄幹事長、二階俊博顧問、石田真敏、谷公一及び鶴保庸介の各委員。

(日程)

- ・11時 和歌山県庁において、「和歌山県の津波対策について」説明を受ける
- ・13時 海南市において、「和歌山下津港の海南地区津波浸水対策」について説明を受けるとともに、直立浮上式津波防波堤事業を想定している下津港湾を船上から視察
- ・15時 「稲むらの火」で有名な和歌山県広川町の「稲むらの火の館」を訪れ、津波防災教育センターと濱口悟陵記念館を視察
- ・16時 和歌山県由良町において、「過去の津波被害と津波対策」について説明を受ける

○法制化作業に着手

ヒアリングや勉強会、現地視察と平行し、衆議院法制局(第四部第二課)の協力を得て、「津波対策の推進に関する法律案」の作成作業を進めました。

○「津波対策の推進に関する法律案」をまとめる(5月31日)

各種勉強会や現地視察などを踏まえ、5月18日に法案要綱のたたき台を作成した後、議連における論議を経て、5月31日に「津波対策の推進に関する法律案」をとりまとめ、以下の党内手続を経て法案の内容が確定しました。

- 6月2日 自民党内閣部会と災害対策特別委員会の合同部会に於いて了承
- 同日 自民党政権政策委員会に於いて了承
- 6月3日 自民党総務会に於いて了承

○6月11日、公明党と共に法案を国会に提出

党内手続で了承を得た後、公明党にも協力を呼びかけました。その結果、「津波対策の推進に関する法律案」は公明党の了解を得、自民党と公明党の議員賛同者を得、二階俊博議員を筆頭提出者として、6月11日、衆議院に提出しました。

(提出者) 7名

二階俊博・石田 真敏・小野寺五典・谷 公一・長島 忠美・林 幹雄  
石田祝稔(公)

(賛同者) 59名

逢沢 一郎・赤澤 亮正・秋葉 賢也・甘利 明・井上 信治・伊東 良孝  
江渡 聡徳・遠藤 利明・小里 泰弘・大島 理森・大野 功統・大村 秀章  
梶山 弘志・金子 恭之・鴨下 一郎・河村 建夫・岸田 文雄・北村 茂男  
北村 誠吾・小池百合子・小泉進次郎・近藤三津枝・佐田玄一郎・塩谷 立  
新藤 義孝・高木 毅・竹下 亘・田中 和徳・武部 勤・橋 慶一郎  
棚橋 泰文・谷垣 禎一・中谷 元・中村喜四郎・長勢 甚遠・野田 毅  
浜田 靖一・福井 照・古川 禎久・保利 耕輔・細田 博之・町村 信孝  
松野 博一・松本 純・三ツ矢憲生・森 英介・森山 裕・柳本 卓治  
山口 俊一・山本 公一・山本 有二・吉野 正芳  
赤松正雄(公)・稲津久(公)・大口善徳(公)・高木美智代(公)・竹内譲(公)  
西 博義(公)・古屋範子(公)

(公) は公明党

## 《法案のポイント》

### ○津波の特性に応じた対策を求める唯一の法案

津波には、地震発生に伴う津波発生の正確な予測、津波の規模に応じた精密な浸水予測とそれに対応した避難対策の樹立、津波に対する国民の意識の向上等の対策を講じることにより被害を大幅に軽減できるという特性があります。

津波対策に関しては、現行法において災害対策基本法、地震防災対策特別措置法等に規定されておりますが、地震や台風など他の自然災害と一体的に規定されているため、津波特有の事項について詳細には規定されておられません。この法律は現行法に基づき津波対策を実施する場合は、津波の特性に鑑み、この法律の趣旨及び内容を踏まえ、適切に実施しなければならないこととしております。

### ○観測体制の強化、ハザードマップの作成などソフト面の整備

国及び地方公共団体は、それぞれ、津波対策を効果的に推進するため、

- ・国、地方公共団体、大学等の研究機関、事業者、国民、民間の団体等の相互間の緊密な連携協力体制の整備、
- ・津波の観測体制の強化及び調査研究の推進
- ・想定される津波による被害の予測
- ・津波に関する防災上必要な教育及び訓練の実施
- ・ハザードマップの作成等を通じた、地域において想定される津波による被害についての周知

を行うこととしております。

### ○最新の知見に基づき津波避難施設の維持・改良を行うなどハード面での取り組みを規定

国及び地方公共団体は、津波避難施設の整備、既存の施設の維持・改良など津波対策のために施設の整備を行う場合は最新の調査研究の成果に基づかなければならないこととしております。

### ○津波対策に配慮したまちづくりの推進と津波被害からの迅速な復旧

まちづくりを推進するに当たっては、津波による浸水被害が予測される地域は住居地域に指定しないなど、津波対策に配慮することとしております。

また、災害復旧に関する国の制度は、津波による被害からの復旧にも十分配慮されたものでなければならないこととしております。

### ○国際協力の推進

地勢上、日本の真下にあるチリで起きた地震に伴い発生した津波がわが国に多大な被害を与えた事実からも解るように、津波は国境を越えて広域にわたり伝播する特性を有しており、国際的な協力の推進が強く求められております。この見地から国際的な観測及び通報のための体制の整備、海外への研究者の派遣等を規定しております。

### ○11月5日を「津波の日」に

津波に対し、国民が正しい知識を持ち、津波が発生した場合、国民が迅速かつ適切

な行動をとれば、被害を相当程度軽減することができることから、津波についての教育、訓練、防災思想の普及などが極めて重要になります。

このような見地から 11 月 5 日を「津波の日」として定め、国民の間に広く津波対策についての関心と理解を深めることとしております。

なお、津波と言えば「稲むらの火」\*の故事が国民に広く知られており、この出来事がおきた日が旧暦の 11 月 5 日であることにちなみ 11 月 5 日を「津波の日」とすることにいたしました。

※江戸時代に発生した安政の大地震の際、紀伊国広村（現在の和歌山県広川町）の庄屋であった濱口悟陵氏が、海面の様子を見て津波が襲来することを見て取り、刈り取ったばかりの自分の家の稲むらの束（稲むら）に火をつけて庄屋の家が火事だと勘違いして火を消しに集まった村人を津波の被害から救った。戦前の尋常小学校の国語読本にも採用されている有名な故事である。

### ○ハザードマップの作成費等に補助

国は、地方自治体が作成する、想定される津波の規模に応じた浸水予測とそれぞれの場合における避難経路などを示したハザードマップや映像資料の作成費用等について全部又は一部の金額を補助することとしております。

また津波から一時的に避難するための建築物などとして避難施設に指定された場合には、固定資産税の軽減等の優遇措置を講ずることとしております。

### ○法案は 5 年後見直し

補助などの財政支援措置は 5 年間行うこととしたほか、この法律の施行の状況を見て 5 年後に見直すこととしております。

これは津波がいつ発生してもおかしくないという事態の急迫性に鑑み、期限を切ることにより、地方自治体のハザードマップ作成を急がせるとともに、概ね関係自治体においてハザードマップが出揃った段階で改めて法案全体を見直すことが適切であると考えられるからです。

### ○附則において、災害弱者対策の強化、避難所における情報過疎の解消等を求める

高齢者や障害者などの災害弱者対策、被災地域について知らない外国人や観光客の避難対策の問題、学校などの避難所にテレビが無いこと等による情報過疎の問題など、津波対策上、重要な課題があります。しかしこれらの問題は津波特有の問題ではなく、地震、台風などすべての自然災害に共通の課題であります。

このためこの法案の附則で、災害対策基本法などの防災関係の法制度全般の運用の中でこれらの課題解決に取り組むよう求めております。